

# 紀要

第 22 号

2009.3

財団法人滋賀県文化財保護協会

## 西河原遺跡群における文書行政の在り方について —硯の出土を中心に—

濱 修・木下 義信

### 1. はじめに

滋賀県野洲市に所在する西河原遺跡群は、これまでの発掘調査の成果から、7世紀から8世紀にかけての地方官衙が想定される遺跡群である。推定される官衙域より出土した木簡群は100点以上にわたっており、地方における行政の在り方が明らかになりつつある。

木簡の出土は、その時期の行政機構の中で文書行政が執り行われてきたことを示す。近年、各地の古代官衙跡の調査から多くの木簡の出土事例が報告されており、中央に端を発した文書行政が地方にまで浸透していたことが認識されている。

文書行政を示す遺物としては、木簡の他に、硯や筆などが主要なものとして挙げられる。中でも硯は、都城・官衙跡からの出土例も多く、腐食しやすい木簡と比較して良好な状態で出土することが多い。硯は、木簡のように当時の状況を文字として克明に伝えるには至らないものの、識字層が主に役人であったと想定される古代において、その出土地点で文書作成の実務が執り行われていたことを推測するには十分な資料となり得るはずである。

地方官衙遺跡については、各地で報告事例数が増加しているとはいえ、未だ解明されていない問題が内在する。中でも特に、官衙域内の空間構造については、文書等で諸施設の存在は明らかにはなっているものの、特殊な建物遺構・配列などが明瞭に確認されること自体が稀有であり、検出遺構の機能的な部分にまで追究が可能な例は多くはない。西河原遺跡群でも同様であり、調査事例数は増加してはいるものの、調査対象地が平面的に拡張されていない以上、検出遺構から空間的な構造を読み取ることは困難である。よって、各地点より出土した遺物からの分析をさらに深めることが機能面の復元における現状での取り組むべき課題ではないかと考える。

本稿では、西河原遺跡群より出土する遺物の中でも主に硯に着目し、官衙域内における文書行政の実態を把握することを目的とし、今後の西河原遺跡群における空間構造の復元に資するものとしたい。  
(濱)

### 2. 古代の遺跡より出土する硯

硯は、当初中国からの伝来品が使用されており、7世紀に入り国内での生産が開始されたと推測されている。

これまでの調査の中で、古代の都城跡および官衙遺跡からは、多種多様な硯の出土が確認されている。その種類は、硯専用のものとして作られた須恵質の定形硯と、主に須恵器の杯や杯蓋などを転用した転用硯に大別される。

都城跡では定形硯の出土が地方の官衙遺跡と比較して多い傾向にある。定形硯の中でも、出土量の多さから、円面硯や風字硯が都での実務に使用されていたことが推測されている。中には、花や動物の姿を模した装飾の凝った形象硯が見られるが、これらが実用的なものであったのかはなお検討の余地を残す。

その一方で、地方官衙遺跡では、定形硯の出土は都城跡のそれと比較しそれほど見られず、転用硯の出土数が群を抜いている状況が一般的であり、これらの傾向から地方官人の文書作成活動の主力となっていたのは転用硯であったと考えるのが自然である。

### 3. 西河原遺跡群出土の硯

では、地方官衙が想定される西河原遺跡群ではどのような硯の出土傾向が見られるのだろうか。以下に西河原遺跡群において出土した硯の観察・分析結果を述べることとする。なお、遺跡群の時期区分に関しては『古代地方木簡の世紀』<sup>(1)</sup>に準拠することとし、対応する各時期は第1期=7世紀中葉、第2期=7世紀後葉、第3期=7世紀末から8世紀初頭、第4期=8世紀前葉とする。また、1・284・547については報告書未掲載の資料を抽出・実測したものであり、001は本稿内で便宜的に付与した番号、その他は遺物に注記された番号を用いることとした。

#### (1) 定形硯

##### ①出土定形硯の概要（図1・2）

遺跡群内での出土数は計12点を数える。時期が明らかでないものがあるものの、年代の判明するものの中では第3、4期のものが多く、全体の半数近くを占めている。以下、出土遺跡ごとに定形硯の詳細を示す。

##### ・西河原森ノ内遺跡

当該遺跡からは、西河原遺跡群内で最も多い計5点の定形硯が出土している。出土した硯は全て、圈脚円面硯である。脚台部にはそれぞれ方形の透かしを有し、614は5箇所、284は4箇所が想定される。硯面部の径は、614・001・284が11～13cm程度、199・547が16cm以上を測り、硯面の法量により大きさが二分されることが顕著にわかる。また、001・547の磨墨面には線条痕が観察できた（図3）。これは焼成段階で面に付着した降灰を石などで削りとる際にできる痕跡である。199・614・547は第3期に該当する遺物である。

##### ・西河原宮ノ内遺跡

184は、硯面径12.1cmを測る圈脚円面硯である。西河原

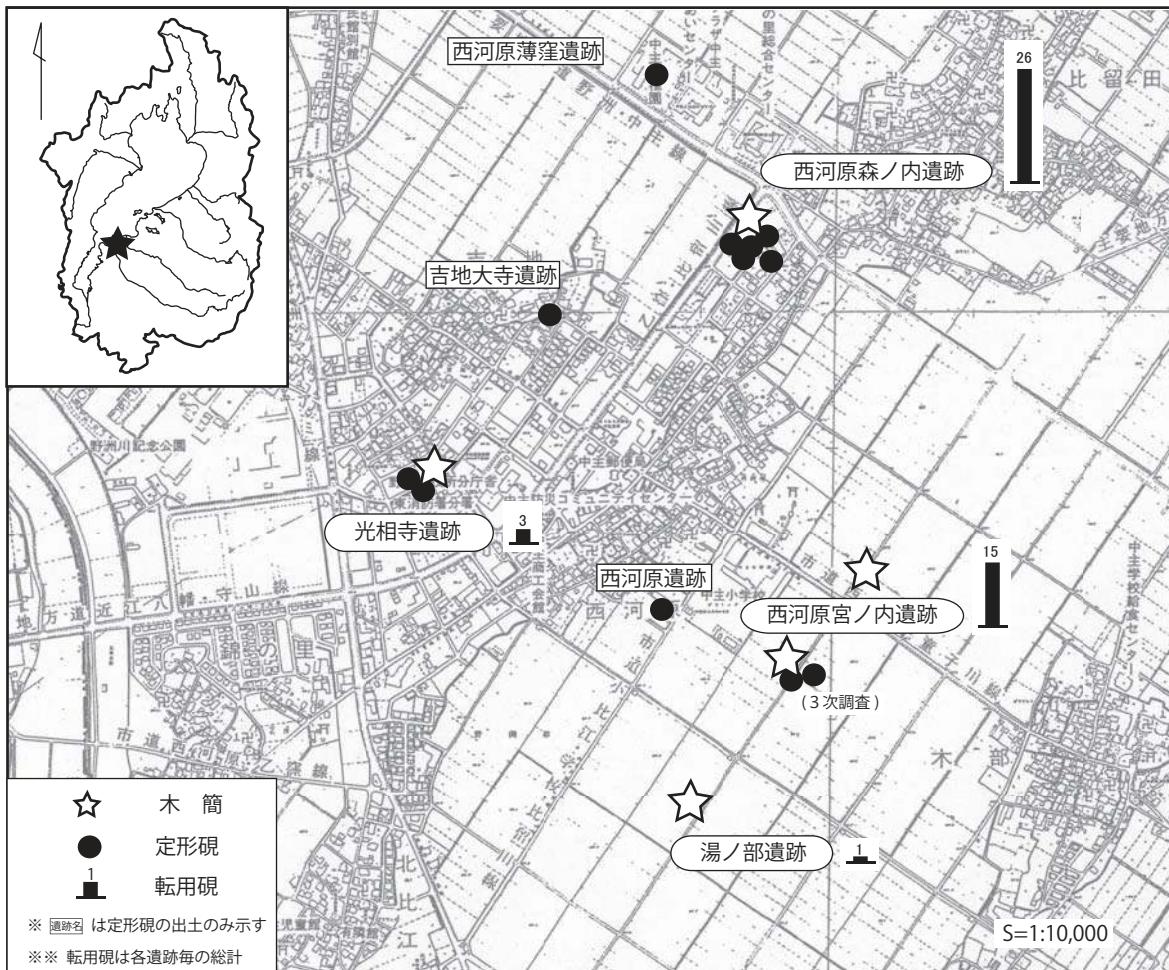


図1 西河原遺跡群 砥・木簡出土位置図（分析対象遺跡のみ）

遺跡群より出土する圈脚硯の中では小型の部類に属する。脚台部の透かしは、9箇所あると想定される<sup>(2)</sup>。第4期に帰属する。283は、獸脚硯の脚部である。

・西河原薄窪遺跡

20は、硯面径12.2cmを測る圈脚円面硯である。西河原遺跡群内出土のものでは小型に属する。

・西河原遺跡

52は、蹄脚円面硯である。硯部を断面三角形の足で支え、下端に輪状の圈台を有するものを言う。脚台部のみの出土であるが、復元硯面径は20cm以上が想定されており、西河原遺跡群内では大型の部類に属する<sup>(3)</sup>。第3期に帰属するものと考えられる。

・吉地大寺遺跡

4は、把手付中空円面硯である。内部が中空状という特徴を持っており、この形状の定形硯は西河原遺跡群ではこの1点のみの出土である。

・光相寺遺跡

375・376は硯面部が一部残存しているのみであるが、376は透かしの上端部が残存していることから、圈脚円面硯と思われる。両者とも、西河原遺跡群内では小型に属す

る<sup>(4)</sup>。出土した包含層の共伴遺物から、第4期以降に帰属するものと考えられる。

②使用痕の観察

では次に、これらの磨墨面（陸）に着目してみたい。磨墨面が観察可能であったものは614、001、547、184、20、4、375である。吉地大寺遺跡より出土の中空円面硯4には、磨墨面に墨痕および摩滅痕といった使用痕が顕著に見られる。その一方で、西河原森ノ内遺跡より出土した圈脚円面硯には、墨痕や摩滅痕などの使用痕が確認できなかった。同様に、その他の地点より出土した圈脚円面硯にも、顕著な使用痕は確認されていない。

このことから西河原遺跡群内では、定形硯は中空円面硯のように実務的な機能を持つものがある一方、使用痕が見られない圈脚円面硯が示すように、象徴的な機能を持つものとしても用いられていたことが推測できよう。

また、西河原森ノ内遺跡出土001・547について付言をしておきたい。両者には磨墨面に線条痕が観察できたことは前述した。自然釉が完全に削がれていない状態、つまり使用される前の状態で出土しているのである。西河原森ノ内遺跡では、須恵器の出土が豊富に見られ、これらは西河原

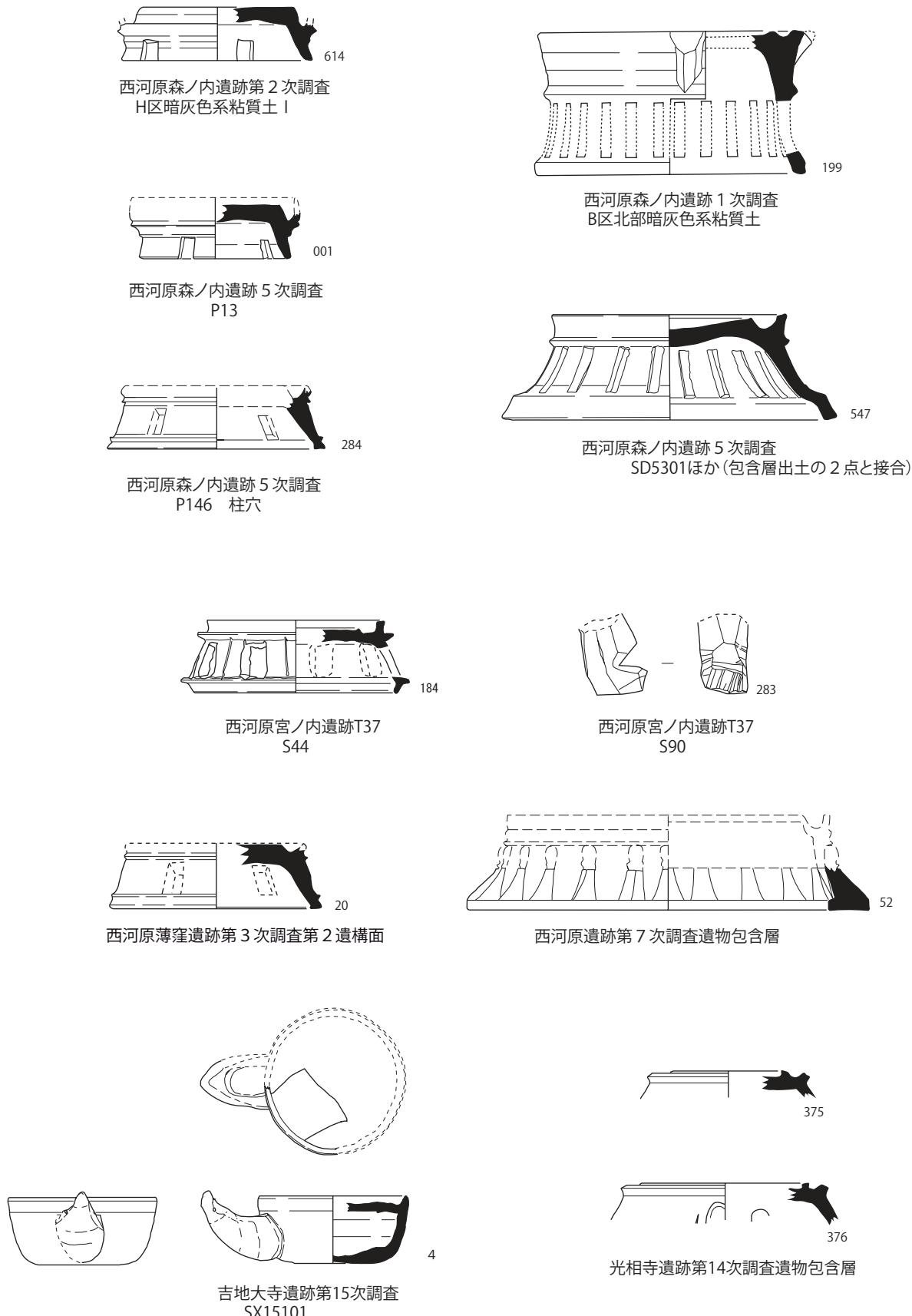


図2 西河原遺跡群 定形硯集成 (S=1/4)



磨墨面には墨痕・摩滅痕は見られず、  
線状痕が顕著に観察できる。

図3 西河原森ノ内遺跡出土  
圈脚円面硯（図2No.547）

遺跡群に隣接する野洲・日野川の上流域に所在する鏡山古窯址群で生産されたものとされている<sup>(5)</sup>。また、須恵器の焼成不良品も大量に出土していることから、製品は窯場から一旦西河原森ノ内遺跡地点に集積され、選別された後に各地へ搬出されたという状況が想起できるのである。001・547はそのような状況を追検証する要素にもなり得るものと考える。

## （2）転用硯（図1）

### ①分析対象

転用硯の分析に関しては、西河原遺跡群内に所在する西河原森ノ内遺跡・西河原宮ノ内遺跡・湯ノ部遺跡・光相寺遺跡の4遺跡を対象とした。また対象とした遺構は、各遺跡における出土遺物の報告事例総数が豊富なものより抽出した。選別基準については、墨痕・摩擦痕が見られるもの、摩擦痕のみが見られるものを硯と認定した。対象時期は、西河原遺跡群で木簡の出土が見られる第2期から、盛期とされる第4期までとした。以下にその結果を示す。

### ②出土傾向

西河原遺跡群全体での時期別出土傾向は、以下の通りである。まず第2期は転用硯の出土が確認できなかった。ただしこの結果は、対象条件とした、出土遺物が豊富な遺構がこの時期には少なかったことにも起因するものであり、相対的な評価を与えるには分析範囲をさらに広げた結果を提示する必要性があることを付言しておく。その一方で、第3期には19点、第4期には26点の出土が見られた。

出土地点は、西河原森ノ内遺跡・西河原宮ノ内遺跡からの出土が全体の約9割以上と著しく偏在し、その他の地点ではあまり出土しない傾向が見出せた。

また出土した転用硯の8割以上が須恵器杯蓋を転用した

もので、残りは須恵器杯の高台内に使用痕が観察されたものであった。

### ③転用硯の出現頻度

次に、転用硯の出土量が多かった西河原森ノ内遺跡・西河原宮ノ内遺跡の転用硯出土遺構を対象に、転用の中心となつたと思われる須恵器杯蓋の出土総数に占める転用硯の出現頻度を計数した。その結果、西河原森ノ内遺跡と西河原宮ノ内遺跡の対象遺構における出土総数の半数近くが転用硯であることが確認できた。

出土した杯蓋のうち半数が転用硯であったことは、この地点で文書作成活動が活発に実施されていたことを示唆するものであろう。

### （3）小結

以上、西河原遺跡群出土の硯についての分析を行った。

全体的な傾向として、西河原森ノ内遺跡、西河原宮ノ内遺跡での出土量が多く、また転用硯の出現頻度も高いことから、これらの地点での活発な文書作成活動が想定できた。その一方で、湯ノ部遺跡・光相寺遺跡ではあまり出土が見られないことが確認できた。

今回、転用硯の出土傾向を分析した4地点に関しては、その傾向差が顕著に見られる。この差異は、西河原森ノ内遺跡・西河原宮ノ内遺跡と、光相寺遺跡・湯ノ部遺跡では、文書行政の実態に大きな違いがあることを示唆していると解釈できる。

ただし、この解釈は硯の検討にのみ依拠するものではない。より詳細な検討を行うにあたっては、文書行政の実態把握のために不可欠な要素である木簡の出土傾向を勘案した分析が重要となる。そこで次節では木簡という側面を踏まえた分析を行っていきたいと思う。

## 4. 硯・木簡の出土と在り方

### （1）木簡の出土傾向

対象とする地点は、先に転用硯の出土傾向を分析した4地点とし、対象時期も同様に第2期から第4期とする。

この4地点ではこれまでの調査成果の中で、どのような出土傾向が見られるのであろうか。以下、上記条件に対応する木簡が出土した地点とその調査次数を列挙する。

- ・西河原森ノ内遺跡第2、5、19次調査（第2～4期）
- ・西河原宮ノ内遺跡第3、7次調査（第3・4期）
- ・湯ノ部遺跡第1次調査（第3期）
- ・光相寺遺跡第5、8次調査（第2・4期）

以上のように、対象とした4地点すべてにおいて木簡の出土が見られる。木簡の出土傾向には、転用硯に見られたような地点差が認められないことは注目すべき点である。

### （2）硯・木簡出土の意義

ここで、硯と木簡の使用上の特性について考えてみたい。两者とも、古代における文書行政に不可欠なものではあるが、その使用状況には大きな違いがあると考える。

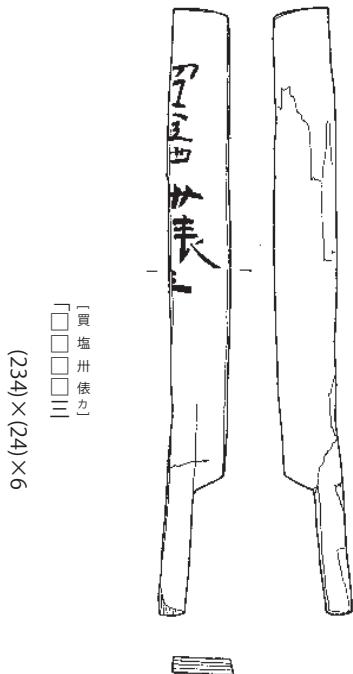


図4 光相寺遺跡第5次調査  
第1号木簡 (SD2301)

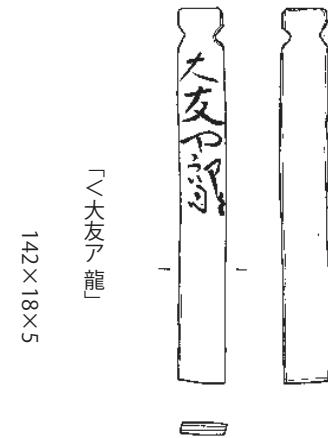


図5 光相寺遺跡第5次調査  
第2号木簡 (SD2301)

硯の出土は、その使用痕の有無が観察できたならば、出土地点もしくはその近辺での文書作成活動が実際に行われていたと考えてよいだろう。一方、木簡の出土は、その地点で文書作成が行われていたことを一概には示さないのである。

木簡はその形状や記載内容の検討から様々な分類がなされており、その種類には行政上の事務処理等を示した文書木簡や、各地より運搬される物資に取り付けられる荷札木簡などがある。つまり、硯と木簡の大きな相違点は、ともに文書作成の道具ではあるが、木簡は情報の伝達・保管という媒体としての機能をもつことがある。

木簡の出土地点は、文書木簡の作成地点であった可能性がある一方で、保管施設であったり、物資の集積場として、荷札木簡の授受を行う場であった可能性を有する。後者の場合は、その地点で文書の作成を活発に行なう必要はないはずである。

このように、木簡は単に出土という一側面からは、出土地点での文書作成の実際を示すわけではない。道具、媒体という機能の違いを加味し、改めて対象地点の文書行政の状況を考察してみたい。

### (3) 西河原遺跡群内の文書実務の状況

それでは、以上の両者の特性を踏まえて、再度西河原遺跡群における地点毎の文書行政の実態を考察していくことにしよう。

#### ①西河原森ノ内遺跡・西河原宮ノ内遺跡

西河原森ノ内遺跡は、木簡が多数出土しているとともに、

硯の出土も多く見られることから、文書行政に関して、文書作成が活発でかつ文書のやり取りが多い地点であったことが推測される。

西河原宮ノ内遺跡では、特に第3次調査地点に着目したい。硯が多量に出土しており、かつ多数の木簡が出土している地点であるが、出土木簡のほとんどが削り屑なのである。このような出土状況は、古代の官人が「刀筆の吏」と称されたように、まさに文書実務がこの地点および近辺で執り行われていたことを示唆するものであり、西河原森ノ内遺跡同様、文書作成活動が活発であったことが容易に想定できる。

以上の2地点では、硯、木簡の出土状況から文書作成活動が実施されていたことを疑う余地はない。

#### ②光相寺遺跡

では次に、光相寺遺跡の様相を考えてみたい。硯の出土量の少なさから文書作成活動があまり活発でなかったことが推察できた。その一方で、木簡の出土も見られる状況を確認した。

つまり、文書をあまり作成することができない中で、木簡の出土=情報のやり取りが活発であったとする状況が想起できる。実際に文書作成を行ったかという観点からは、先に示した西河原森ノ内・西河原宮ノ内遺跡とは一線を画すものであると考えられる。

光相寺遺跡の所在する地点がどのような機能を持っていたかを推定することは困難であるが、その点について若干の推察を加えておきたい。

光相寺遺跡5次調査出土第2号木簡（図5）<sup>⑥</sup>は、第2期のものと考えられているが、その形状には特徴があり、上端部に両側面からの切れ込みが見られる。これは、物資に取り付けられる荷札木簡に非常に多く見られる形状であり、木簡に紐をかける際に抜けにくくするために加工されたものである<sup>⑦</sup>。つまり、光相寺遺跡では荷札木簡が出土していることとなる。また、光相寺遺跡第5次調査出土第1号木簡（図4）<sup>⑧</sup>は、形状にこそ荷札木簡のそれは観察できないが、書かれている内容は現状では「買塩卅俵三…」と釈読されており、塩=物資の搬出入などに関わったものと推測される。

以上硯の分析から得た、文書作成があまり活発でないという解釈を含めて考察すると、光相寺遺跡は西河原遺跡群の中でも、主として物資の授受がなされた地点であった可能性が考えられるのである。

（木下）

### ③湯ノ部遺跡

最後に湯ノ部遺跡では、光相寺遺跡と同様に、硯の出土があまりみられない一方で、木簡の出土が確認されている。鍛冶工房跡が見つかっており西河原遺跡群を構成するいくつかの遺構群の一つである。出土した木簡は、牒で始まり牒で終わる「牒木簡」で、その形態は背文字を入れ見出しにするために厚さが2cmもある。内容から牒形式の行政文書の規範例を保管用に記録したもので、公文書作成に用いるために公的機関で保管されていた木簡である。

この木簡から、周辺には文書の保管・管理機能を持つ施設の存在が想定できる。それとともに鍛冶工房であることが、文書作成活動が不可欠であると考える必要はなく、硯の出土があまり見られない状況も理解できるだろう。

以上、光相寺遺跡・湯ノ部遺跡では、硯の出土が少ない一方で木簡の出土が見られる状況が認められ、文書作成活動の場というよりも、文書の授受の場や、保管地点、生産遺跡であった可能性が推測できる。

（濱）

## 5. おわりに

本稿では、西河原遺跡群から出土した硯を中心に、その出土状況を分析することにより、遺跡群内における文書行政の実態を把握、ひいては各地点の機能を復元することに努めた。

定形硯は使用痕の有無という差異が認められたため、その出土地点が文書実務の場であったかは把握し難いものの、確実な使用痕が見られる転用硯の出土地点は、文書作成が実際に行われていた場を示す可能性が高いことを確認できた。

さらに、木簡の出土状況や形状的観察という側面からの分析を加えることにより、西河原遺跡群内における地点ごとの文書行政の実態の差を抽出することができた。

ただし、今回の検証は硯と木簡という二つの側面においてのみで行ったものであり、さらなる実態の解釈のために

は、より広い分野での検討が不可欠であることは十分承知している。より多面的な検討を行い、官衙域内の文書行政の実態を把握することで、空間的な機能の復元が可能となるはずである。論じ残した課題については今後の検討を期して、地方官衙遺跡における文書行政の把握に努めていきたいと思う。

（木下）

本稿の執筆にあたっては、資料の実見の際に徳網克己氏（野洲市教育委員会）のご好意を得ました。また、畠中英二・辻川哲朗（滋賀県文化財保護協会）両氏より、貴重なご教示を賜り稿を終えることができました。

末筆ながら、記して厚く御礼申し上げます。

（はま おさむ）

（きのした よしのぶ・守山市立埋蔵文化財センター）

## 註

- （1）滋賀県立安土城考古博物館・財団法人滋賀県文化財保護協会『古代地方木簡の世紀—文字資料からみた古代の近江—』2008
- （2）滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『西河原宮ノ内遺跡II』2001
- （3）中主町教育委員会『中主町埋蔵文化財発掘調査集報I』1997
- （4）中主町教育委員会『中主町埋蔵文化財発掘調査年報』1991
- （5）前掲註（1）
- （6）中主町教育委員会『吉地薬師堂遺跡第2次発掘調査報告書I』1990
- （7）平川南『古代地方木簡の研究』吉川弘文館 2003
- （8）前掲註（6）

## 参考文献

- ・石井則孝『陶硯』考古学ライブラリー42 ニューサイエンス社 1985
- ・杉本宏「飛鳥時代初期の陶硯－宇治隼上り瓦窯出土陶硯を中心として－」『考古学雑誌』73-2 1987
- ・高島英之『古代出土文字資料の研究』東京堂出版 2000
- ・奈良文化財研究所『古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編』2004
- ・平川南『古代地方木簡の研究』吉川弘文館 2003
- ・中山敏史『埋蔵文化財ニュース41号 陶硯関係文献目録』奈良文化財研究所 1983
- ・（財）滋賀県文化財保護協会編『古代地方木簡の世紀』サンライズ出版 2008

—編集後記—

今回の紀要は、出土資料の紹介をはじめ、遺跡および遺構の新たな評価や再検討など多彩な内容となっています。これらには、近江の独自性が垣間見えるとともに、幅広い交流の歴史が反映されているようです。

本書が文化財の保護のため、広く活用されることを心より願っています。

(編集担当)

平成21年(2009年)3月

**紀要 第22号**

編集・発行 財団法人滋賀県文化財保護協会

大津市瀬田南大萱町1732-2

Tel. 077-548-9780(代)

<http://www.shiga-bunkazai.jp/>

E-mail: mail@shiga-bunkazai.jp

印刷・製本 (株)図書印刷 同朋舎